

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	静岡市葵区城北地域包括支援センター
所在地	静岡市葵区竜南二丁目1-38
事業者指定番号	静岡市 第 2204200253 号
管理者・連絡先	管理者 鷺坂 雅彦 連絡先 054-292-6450
サービス提供地域	麻機、竜南、城北学区を基本とする地域

2 事業所の職員体制等

職 種	主に従事する業務	人 員
管 理 者	職員及び業務の管理を行う	1 人
保 健 師 等	介護予防ケアマネジメント等を行う	1人以上
主任介護支援専門員	介護支援専門員の相談・支援等を行う	1人以上
社会福祉士	地域住民の相談や権利擁護業務を行う	1人以上
介護支援専門員	要支援認定者の介護予防ケアマネジメントを行う	1人以上

3 サービス提供時間

- (1) 月曜日～金曜日 8:30～17:30 ※土日、祝祭日、年末年始は
休み。但し、サービス提供時間外も連絡の取れる体制をとっています。

4 利用者負担金

- (1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として
利用者の負担はありません。
- (2) 事業者の担当地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、
その交通費（実費）の支払いが必要となります。

5 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合
せに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

6 相談窓口、苦情対応

- サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

静岡県葵区城北地域包 括支援センター苦情相 談窓口	電話番号	054-292-6450
	Fax 番号	054-292-6280
	担当者	鷺坂 雅彦
	対応時間	月～金 8:30～17:15

- 公的機関においても、次の機関において苦情申立等ができます。

静岡市 介護保険課相談窓口	所在地	静岡市葵区追手町5番1号
	電話番号	054-221-1377
	Fax 番号	054-221-1298
	対応時間	8:30 ～ 17:15
静岡県国民健康保険団 体連合会（国保連）	所在地	静岡市葵区春日2丁目4番34号
	電話番号	054-253-5590
	Fax 番号	054-205-3315
	利用時間	8:30 ～ 17:15

7 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 駿府葵会
代表者名	理事長 佐々木 至忠
所在地・電話	静岡市駿河区根古屋289-1 (久能の里内)
業務の概要	特別養護老人ホーム 短期入所事業 通所介護事業 訪問介護事業 居宅介護支援 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護事業

8 介護予防プラン原案作成委託先居宅介護支援事業者 (※)

事業所名	
所在地 連絡先	
事業者指定番号	第 号
担当 介護支援専門員	

(※) 居宅介護支援事業者欄は、居宅介護支援事業者による介護予防プラン原案の作成を委託する場合のみ記入

9 利用者は介護予防サービス計画の作成にあたって、複数の指定介護予防サービス事業所等の紹介を求めることが可能です。また、介護予防サービス計画原案に位置付けた指定介護予防サービス事業所等の選定理由の説明を求めることが可能です。

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント説明書

1 サービスの内容

- (1) 指定介護予防支援等事業者（以下、事業者）は、当該担当地域内に居住する利用者が居宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用者自らの改善可能な状況を確認し、その上で利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた介護予防サービス・支援計画書（以下、介護予防プラン）を作成するとともに、これに基づいてサービス提供が確保されるようサービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (2) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、利用者の生活機能の状況等を勘案し、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努力します。
- (3) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行います。
- (4) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、要支援状態の軽減若しくは要介護状態になることの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮いたします。
- (5) 事業者は、介護予防プラン作成後においても、利用者やその家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、介護予防プランの実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて介護予防プランの変更、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (6) 前項の介護予防プランの実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。

2 居宅介護支援事業者への作成依頼

- (1) 利用者が居宅介護支援事業者による介護予防プラン原案作成を希望された場合は、すみやかに当該居宅介護支援事業者と調整を図ります。
- (2) 介護予防プラン原案作成の業務を受託した居宅介護支援事業者は、本契約の趣旨を尊重して介護予防プラン原案作成業務に従事することとします。
- (3) 事業者は、介護予防プラン原案作成について、居宅介護支援事業者に助言・指導するとともに、作成された介護予防プラン原案について内容の妥当性を評価し意見を付します。

3 事業者の担当者および介護支援専門員等

- (1) 事業者の担当者は、次のとおりです。サービスについてご相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。
- (2) 居宅介護支援事業者が介護予防プラン原案を作成している場合、担当する介護支援専門員を居宅介護支援事業者側の事情により変更する場合には、あらかじめ利用者と協議します。

4 市町村への届出

この介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントのサービスを受ける際には、その旨を市町村に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続は上記の担当者もしくは介護支援専門員にご相談ください。

5 利用者負担金

- (1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として利用者の負担金はありません。
- (2) 事業者の担当者もしくは居宅介護支援事業者の介護支援専門員が、通常のサービス地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費（実費）の支払いが必要となります。

6 サービスの中止（キャンセル）等

- (1) 利用者がこの介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る訪問等のサービス提供を中止する場合は、事前に前記の介護支援専門員等までご連絡ください。
- (2) 介護予防プランの変更、事業者との連絡調整等について利用者が行った依頼等を取り消す場合も、速やかに上記の連絡先までご連絡ください。
- (3) 利用者は、1か月以上の予告期間があれば、契約全体を解約することもできます（契約書6条）。